Ⅳ 地方譲与税•府税交付金

1 令和元年度決算額等

(単位:額 千円,伸び率 %)

	□ \(\triangle \)	平成30年度		令和元年度	, ,	対 30 年度	決算
	区分	決 算 額	当初予算額	最終予算額	決算額	増減額	伸び率
地方記	讓与税·府税交付金合計	42, 900, 408	37, 617, 000	37, 617, 000	37, 904, 070	△ 4, 996, 338	△ 11.6
坩	地 方 譲 与 税 計	3, 359, 744	3, 357, 000	3, 357, 000	3, 333, 213	△ 26, 531	△ 0.8
	地方揮発油譲与税	1, 531, 660	1, 456, 000	1, 456, 000	1, 357, 832	△ 173, 828	△ 11.3
	自動車重量譲与税	1, 735, 866	1, 718, 000	1, 718, 000	1, 796, 989	61, 123	3. 5
	地方道路讓与税	0	1,000	1,000	1	1	
	石油ガス譲与税	92, 218	86, 000	86, 000	82, 126	△ 10,092	△ 10.9
	森林環境讓与税	-	96, 000	96, 000	96, 265	96, 265	皆増
斥	守税 交付金計	39, 540, 664	34, 260, 000	34, 260, 000	34, 570, 857	△ 4, 969, 807	△ 12.6
	利子割交付金	396, 857	417, 000	417, 000	192, 128	△ 204, 729	△ 51.6
	配当割交付金	1, 325, 882	1, 553, 000	1, 553, 000	1, 555, 705	229, 823	17. 3
	株式等譲渡所得割交付金	1, 012, 299	1, 426, 000	1, 426, 000	851, 842	△ 160, 457	△ 15.9
	ゴルフ場利用税交付金	28, 550	27, 000	27, 000	30, 838	2, 288	8. 0
	自動車取得税交付金	1, 476, 167	666, 000	666, 000	814, 410	△ 661,757	△ 44.8
	軽油引取税交付金	4, 190, 661	4, 198, 000	4, 198, 000	4, 203, 890	13, 229	0.3
	地方消費税交付金	27, 435, 724	25, 424, 000	25, 424, 000	26, 320, 231	\triangle 1, 115, 493	△ 4.1
	分離課税所得割交付金	160, 533	234, 000	234, 000	361, 717	201, 184	125. 3
	府民税所得割臨時交付金	3, 513, 991	_	_		\triangle 3, 513, 991	皆減
	環境性能割交付金	-	315, 000	315, 000	240, 096	240, 096	皆増

2 収入額の推移

(1) 地方揮発油讓与税

(単位:円,%)

							(+ ± 1 1) /0/
	区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	譲 与 額	1, 524, 749, 000	1,623,606,000	1, 540, 842, 000	1, 527, 152, 000	1, 531, 660, 000	1, 357, 832, 000
期	6 月	468, 499, 000	509, 803, 000	446, 315, 000	441, 482, 000	428, 849, 000	378, 550, 000
別内	11 月	588, 347, 000	514, 983, 000	651, 902, 000	636, 840, 000	621, 386, 000	570, 678, 000
訳	3 月	467, 903, 000	598, 820, 000	442, 625, 000	448, 830, 000	481, 425, 000	408, 604, 000
	前年比	92. 5	106. 5	94.9	99. 1	100. 3	88. 7

(2) 自動車重量讓与税

(単位:円, %)

	区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	譲 与 額	1, 639, 029, 000	1, 704, 080, 000	1, 714, 935, 000	1, 715, 121, 000	1, 735, 866, 000	1, 796, 989, 000
期	6 月	451, 270, 000	479, 602, 000	468, 900, 000	500, 652, 000	451, 958, 000	498, 787, 000
別内	11 月	668, 623, 000	713, 849, 000	698, 095, 000	707, 760, 000	707, 988, 000	750, 125, 000
訳	3 月	519, 136, 000	510, 629, 000	547, 940, 000	506, 709, 000	575, 920, 000	548, 077, 000
	前 年 比	95. 9	104.0	100.6	100.0	101. 2	103. 5

(3) 地方道路讓与税

(単位:円, %)

	区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	譲 与 額	76	80	10	4	3	540
期	6 月	17	21	5	2	1	1
別内	11 月	32	32	3	1	1	534
訳	3 月	27	27	2	1	1	5
	前年比	165. 2	105.3	12.5	40.0	75. 0	18, 000. 0

(4) 石油ガス譲与税

(単位:円, %)

	区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	譲 与 額	106, 851, 000	109, 443, 000	101, 401, 000	98, 660, 000	92, 218, 000	82, 126, 000
期	6 月	27, 802, 000	29, 451, 000	25, 771, 000	24, 700, 000	23, 250, 000	21, 284, 000
別内	11 月	46, 065, 000	42, 580, 000	42, 342, 000	41, 266, 000	38, 860, 000	35, 275, 000
訳	3 月	32, 984, 000	37, 412, 000	33, 288, 000	32, 694, 000	30, 108, 000	25, 567, 000
	前年比	90. 5	102.4	92.7	97. 3	93. 5	89. 1

(5) 森林環境讓与税

(単位:円, %)

X	分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
交	付額						96, 265, 000
内期	9 月						48, 130, 000
訳別	3 月						48, 135, 000
前	「年 比						皆増

(6) 利子割交付金

(単位:円, %)

	区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	交 付 額	594, 730, 000	553, 388, 000	345, 640, 000	421, 637, 000	396, 857, 000	192, 128, 000
期	8 月	286, 501, 000	276, 432, 000	107, 076, 000	155, 157, 000	153, 931, 000	78, 922, 000
別内	12 月	129, 408, 000	135, 540, 000	133, 630, 000	161, 865, 000	159, 405, 000	65, 860, 000
訳	3 月	178, 821, 000	141, 416, 000	104, 934, 000	104, 615, 000	83, 521, 000	47, 346, 000
	前年比	87. 1	93. 0	62. 5	122. 0	94. 1	48. 4

(7) 配当割交付金

(単位:円, %)

_							(1
	区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	交 付 額	2, 003, 459, 000	1, 649, 572, 000	1, 124, 132, 000	1, 572, 177, 000	1, 325, 882, 000	1, 555, 705, 000
期	8 月	345, 340, 000	357, 559, 000	323, 416, 000	366, 850, 000	382, 691, 000	415, 504, 000
別内	12 月	71, 901, 000	54, 157, 000	56, 151, 000	68, 257, 000	63, 200, 000	72, 000, 000
訳	3 月	1, 586, 218, 000	1, 237, 856, 000	744, 565, 000	1, 137, 070, 000	879, 991, 000	1, 068, 201, 000
	前年比	186. 4	82.3	68. 1	139. 9	84. 3	117. 3

(8) 株式等譲渡所得割交付金

(単位:円, %)

	区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	交 付 額	1, 132, 632, 000	1,603,093,000	663, 334, 000	1, 561, 234, 000	1, 012, 299, 000	851, 842, 000
期	8 月						
別内	12 月						
I VI	/ -						
訳	3 月	1, 132, 632, 000	1, 603, 093, 000	663, 334, 000	1, 561, 234, 000	1, 012, 299, 000	851, 842, 000

[※]交付は3月のみ

(9) ゴルフ場利用税交付金

(単位:円, %)

	区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	交 付 額	33, 533, 500	32, 233, 250	31, 408, 650	29, 001, 700	28, 550, 130	30, 837, 520
期	8 月	15, 643, 740	12, 531, 050	13, 043, 170	12, 461, 960	11, 975, 880	12, 693, 450
別内	12 月	10, 887, 520	11, 503, 590	11, 052, 510	9, 577, 890	8, 979, 670	10, 113, 950
訳	3 月	7, 002, 240	8, 198, 610	7, 312, 970	6, 961, 850	7, 594, 580	8, 030, 120
	前年比	83. 8	96. 1	97. 4	92. 3	98.4	108. 0

(10) 自動車取得税交付金

(単位:円, %)

	区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	交 付 額	652, 815, 810	952, 900, 098	1, 033, 981, 363	1, 313, 085, 372	1, 476, 167, 299	814, 409, 777
期	8 月	226, 158, 564	262, 574, 726	249, 437, 842	381, 777, 959	442, 209, 823	439, 353, 274
別内	12 月	185, 926, 771	316, 132, 560	328, 122, 248	431, 502, 572	461, 800, 329	374, 808, 512
訳	3 月	240, 730, 475	374, 192, 812	456, 421, 273	499, 804, 841	572, 157, 147	247, 991
	前 年 比	54. 1	146. 0	108. 5	127. 0	112.4	55. 2

(11) 軽油引取税交付金

(単位:円, %)

	区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	交 付 額	4, 116, 656, 043	4, 169, 171, 061	4, 172, 703, 283	4, 217, 040, 422	4, 190, 660, 319	4, 203, 889, 341
期	8 月	1, 720, 278, 753	1, 720, 974, 861	1, 708, 393, 070	1, 741, 986, 798	1, 698, 827, 278	1, 716, 205, 310
別内	12 月	1, 341, 127, 241	1, 375, 515, 089	1, 393, 803, 808	1, 391, 907, 266	1, 421, 349, 198	1, 422, 898, 274
訳	3 月	1, 055, 250, 049	1, 072, 681, 111	1, 070, 506, 405	1, 083, 146, 358	1, 070, 483, 843	1, 064, 785, 757
	前年比	100. 7	101.3	100.1	101. 1	99. 4	100. 3

(12) 地方消費税交付金

(単位:円, %)

	区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	交 付 額	18, 978, 009, 000	30, 653, 685, 000	27, 628, 973, 000	26, 942, 288, 000	27, 435, 724, 000	26, 320, 231, 000
期	6 月	4, 760, 129, 000	5, 537, 364, 000	6, 815, 703, 000	6, 463, 145, 000	6, 723, 716, 000	6, 847, 778, 000
別	9 月	5, 659, 847, 000	12, 267, 198, 000	8, 773, 250, 000	8, 823, 007, 000	8, 684, 468, 000	8, 524, 788, 000
内	12 月	3, 246, 527, 000	5, 453, 536, 000	5, 138, 986, 000	4, 778, 810, 000	4, 864, 156, 000	3, 646, 413, 000
訳	3 月	5, 311, 506, 000	7, 395, 587, 000	6, 901, 034, 000	6, 877, 326, 000	7, 163, 384, 000	7, 301, 252, 000
	前年比	119.8	161.5	90.1	97. 5	101.8	95. 9

(13) 分離課税所得割交付金

(単位:円, %)

	区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	交 付 額				225, 214, 000	160, 533, 000	361, 717, 000
期	8 月						
別内	12 月						
訳	3 月				225, 214, 000	160, 533, 000	361, 717, 000
	前年比				皆増	71. 3	225. 3

[※]交付は3月のみ

(14) 府民税所得割臨時交付金

(単位:円, %)

	区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	交 付 額				26, 540, 649, 000	3, 513, 991, 000	
期	8 月		\		8, 846, 883, 000	3, 513, 991, 000	
別内	12 月				8, 846, 883, 000	_	
訳	3 月				8, 846, 883, 000	-	
	前年比					13. 2	皆減

(15) 環境性能割交付金

(単位:円, %)

					-		(1 1 1 1 1) /0/
	区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	交 付 額						240, 096, 406
期	8 月						ı
別内	12 月						45, 829, 494
訳	3 月						194, 266, 912
	前年比						皆増

3 地方譲与税の概要(令和元年度)

【地方揮発油讓与税】

	譲与を受ける団体	都道府県・市町村
	使 途	特に制限なし
Г	大	地土保護が沿は、保護がの制造担よる・移山されて保護がたっして、保護がの制造者

本 税 の 概 要 等 」 地方揮発油税は、揮発油の製造場から移出される揮発油について、揮発油の製造者に対して課税し、併せて徴収する。

区 分	単位	地方揮発油税 (地方道路税)	揮発油税
S54. 6. 1~H5. 11. 30	1kl 当たり	8,200 円	45,600 円
H5. 12. 1∼H20. 3. 31	同 上	5,200 円	48,600 円
H20. 4. 1~H20. 4. 30	同 上	4,400 円	24, 300 円
H20. 5. 1∼H22. 3. 31	同 上	5,200 円	48,600 円
H22. 4. 1∼	同 上	5, 200 円	48,600 円

※平成21年度から,道路特定財源の一般財源化に伴い,地方道路税が地方揮発油税に改められた。

譲与の基礎

- ① 地方揮発油税の収入額の 58/100 (指定都市等譲与総額) を指定市及び都道府県に, 42/100 (市町村譲与総額) を市町村に譲与する。
- ② 指定市及び都道府県に対する譲与の基準(ア及びイの合計額)
 - ア 指定市等譲与総額× 1/2 × 当該指定市等内の一般国道,高速自動車国道及び都道府県道の延長の合計 全国の一般国道,高速自動車国道及び都道府県道の延長の合計
 - イ 指定市等譲与総額× $\frac{1}{2}$ × <u>当該指定市等内の一般国道,高速自動車国道及び都道府県道の面積の合計</u> 全国の一般国道,高速自動車国道及び都道府県道の面積の合計
- ③ 市町村に対する譲与の基準 (ア及びイの合計額)
 - r 市町村譲与総額imes $ilde{1}$ imes 当該市町村の市町村道の延長の合計 全国の市町村道の延長の合計
 - イ 市町村譲与総額 $imes rac{1}{2} imes rac{ 当該市町村の市町村道の面積の合計 }{ 全国の市町村道の面積の合計 }$
- (注) 道路の延長及び面積は補正される。

譲 与 等 の 時 期 ┃6月(当該年度の初日の属する年の3月~5月収入分),11月(6月~10月収入分),3月(11月~2月収入分)

【自動車重量譲与税】

		··
譲与る	を受ける団体	市町村
使	途	特に制限なし

本税の概要等 自動車重量税は、自動車検査証の交付を受ける自動車及び使用の届出により車両番号の指定を受ける軽自動車について、検査証の交付を受ける者及び車両番号の指定を受ける者に対してその重量等に応じて課税する。

(例)検査証の有効期限が1年以下の自家用乗用自動車

区	分	単	位	税	率
S49. 5. 1~S	551. 4. 30	車両重量 0.	5トンごと	5,000	円
S51. 5. 1∼H	[22. 3. 31	同	上	6, 300	円
H22. 4. 1∼H	[24. 4. 30	同	上	5,000	円
H24. 5. 1∼		同	上	4, 100	円

(注)一定の排出ガス性能、燃費性能を備えた自動車については、税率が軽減される。

譲与の基礎

- ① 自動車重量税の収入額の 1/3 (平成 22 年度からは、当分の間の措置として 407/1000 となっている。) を自動車重量譲与税の譲与総額とする。
- ② 市町村に対する譲与の基準 (ア及びイの合計額)

ア 譲与総額 \times $\frac{1}{2}$ \times $\frac{$ 当該市町村の市町村道の延長の合計 全国の市町村道の延長の合計

イ 譲与総額imes $ilde{1}$ $ilde{2}$ imes $ilde{2}$ 当該市町村の市町村道の面積の合計 $ilde{2}$ 全国の市町村道の面積の合計

(注) 道路の延長及び面積は補正される。

譲 与 等 の 時 期 ┃6月(当該年度の初日の属する年の2月~4月収入分),11月(5月~9月収入分),3月(10月~1月収入分)

【石油ガス譲与税】

譲与を受ける団体	都道府県・指定市			
使 途	特に制限なし			
本税の概要等	石油ガス税は,自動車用の石油ガス容器に充てんされている石油ガスについて,充			
てん者に対して課税する。				

○税率 1kg 当たり 17.5円

譲与の基礎

- ① 石油ガス税の収入額の1/2を石油ガス譲与税の譲与総額とする。
- ② 指定市及び都道府県に対する譲与の基準(ア及びイの合計額)

ア 譲与総額× 1/2 × 当該指定市等内の一般国道,高速自動車国道及び都道府県道の延長の合計 全国の一般国道,高速自動車国道及び都道府県道の延長の合計

(注) 道路の延長及び面積は補正される。

譲 与 等 の 時 期 6月(当該年度の初日の属する年の3月~5月収入分),11月(6月~10月収入分),3月(11月~2月収入分)

【森林環境讓与稅】

譲与を受ける団体	都道府県・市町村
使 途	森林整備及びその促進に関する費用(市町村)
本税の概要等	森林環境税は、国内に住所を有する個人に対して課税する。

- ○税率 1,000 円 (年額) ※令和 6 年度から課税※令和 6 年度から課税
- ○令和6年度までの各年度における森林環境譲与税については、地方公共団体金融機構の国庫債券金利変動 準備金を活用。

譲与の基礎

① 森林環境税の収入を、以下の割合で都道府県及び市町村に譲与する。

年度	市町村	都道府県
令和2年度及び令和3年度	20分の17	20分の3
令和4年度及び令和5年度	25分の22	25分の3
令和6年度以降	10分の9	10分の1

② 市町村に対する譲与の基準(ア及びイの合計額)

7	譲与総額 $\times \frac{5}{10}$	V.	当該市町村の私有林人上林面積の合計
	R R R R R R R R R R	^ '	全国の私有林人工林面積の合計
1	讓与総額 $\times \frac{2}{10}$		当該市町村の林業就業者数の合計
1	成子心領へ 10	^	全国の林業就業者数の合計
ъ	海片炒奶~ 3	· V	当該市町村人口
ワ	讓与総額 $\times \frac{3}{10}$		全国人口

(注) 私有林人工林面積については、補正される。

譲 与 等 の 時 期 9月(当該年度の初日の属する年の3月~8月収入分),3月(9月~2月収入分)

4 府税交付金の概要(令和元年度)

【利子割交付金】

交付を受ける団体	市町村
使途	特に制限なし
本税の概要等	利子所得等に対しては、15%の国税(所得税)と、5%の地方税(道府県民税利子

割)が、源泉徴収され、納税が完結する源泉分離課税であるが、そのうちの道府県民税利子割を原資とする。

(注1) 平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間は所得税とともに復興特別所得税の0.315%が源泉徴収される。

(注2) 平成28年1月1日以後に利子等の支払いを受ける「法人」に係る利子割は廃止された。

交付の基礎 都道府県民税利子割の収入額(法人の利子所得相当分控除後)の99%の3/5(1%は 徴収取扱費)に相当する額を当該道府県内の各市町村に次の算式に基づいて交付する。

市町村交付総額× {当該市町村の個人の道府県民税の払込額 当該道府県の個人の道府県民税の収入額の3年平均

交付等の時期 8月(前年度3月~7月収入分),12月(8月~11月収入分),3月(12月~2月収入分)

【配当割交付金】

交付を受ける団体	市町村
使 途	特に制限なし
本税の概要等	平成16年1月1日以後に支払いを受ける一定の上場株式等の配当について、その支

払の際に課税される。 ○税率

区 分	国税(所得税)	地方税(道府県民税配当割)
H16. 1. 1∼H25. 12. 31	7%	3%
H26. 1. 1∼	15%	5%

(注) 平成 25 年 1 月 1 日から令和 19 年 12 月 31 日までの間は所得税とともに復興特別所得税 (平成 25 年 0.147% 平成 26 年以降 0.315%) が徴収される。

交付の基礎 道府県民税配当額の収入額の99%(1%は徴収取扱費)の3/5に相当する額を当該 道府県内の各市町村に次の算式に基づいて交付する。

交付等の時期 ┃8月(前年度3月~7月収入分),12月(8月~11月収入分),3月(12月~2月収入分)

【株式等譲渡所得割交付金】

交付を受ける団体	市町村
使途	特に制限なし
本税の概要等	平成16年1月1日以後に生じる源泉徴収口座(所得税の源泉徴収を選択した特定口

座) 内で上場株式等の譲渡益等に課税される。

○税率

区分	国税(所得税)	地方税(道府県民税株式等譲渡所得割)
H16. 1. 1∼H25. 12. 31	7%	3%
H26. 1. 1∼	15%	5%

(注) 平成 25 年 1 月 1 日から令和 19 年 12 月 31 日までの間は所得税とともに復興特別所得税 (平成 25 年 0.147% 平成 26 年以降 0.315%) が徴収される。 交付の基礎 道府県民税株式等譲渡所得割の収入額の99%(1%は徴収取扱費)の3/5に相当する額を当該道府県内の各市町村に次の算式に基づいて交付する。

市町村交付総額×{当該市町村の個人の道府県民税の払込額 当該道府県の個人の道府県民税の収入額の3年平均

交付等の時期 3月(前年度3月~2月収入分)

【ゴルフ場利用税交付金】

交付を受ける団体	ゴルフ場所在市町村	
使 途	特に制限なし	
本税の概要等	ゴルフ場の利用について利用者に対して課税する。	
ア 標準税率 1人	1 日につき 800 円	
イ 京都府 1人	1日につき 600~1,200円	
交付の基礎	当該市町村内に所在するゴルフ場に係るゴルフ場利用税の額の 7/10 に相当する額	
を交付する。		
(注)2以上の市町村にまたがって所在するゴルフ場に係るゴルフ場利用税については,当該ゴルフ場利		
用税の額を当割	該ゴルフ場の面積の割合によってあん分した額の 7/10 に相当する額。	
交付等の時期	8月(前年度3月~7月収入分), 12月(8月~11月収入分), 3月(12月~2月収入分)	

【自動車取得税交付金】

交付を受ける団体	市町村
使 途	特に制限なし
本税の概要等	自動車取得税は、自動車の取得について、取得者に課税する。
① 税 率 ア	自家用自動車(軽自動車を除く。) 取得価格の 5% (26.4.1~は3%)
1	ア以外の自動車 取得価格の3%(26.4.1~は2%)

- ② 免税点 50万円以下
- (注)一定の燃料・排ガス基準を満たす低燃費自動車や電機自動車・ハイブリッド自動車など一定の低公害 自動車については、取得価額の一部が控除されたり、税率が軽減される。
- (注) 自動車取得税は令和元年9月30日をもって廃止され、新たに自動車税環境性能割が創設される。

交付の基礎

- ① 自動車取得税の収入額の 66.5/100 (市町村交付総額, 95/100×7/10) を当該道府県内の各市町村に 交付する。(ア及びイの合計額)
- ア 市町村交付総額× 1/2 × 当該市町村内の市町村道の延長の合計 当該道府県内の市町村道の延長の合計
- イ 市町村交付総額× 1/2 × 当該市町村内の市町村道の面積の合計 当該道府県内の市町村道の面積の合計
- ② 指定市を包括する道府県は、①のほか、自動車取得税の収入額 28.5/100 (指定市等交付総額, 95/100 ×3/10) のうち、次のア及びイの合計額を指定市に交付する。
- ア 指定市等交付総額× 1/2 × 当該指定市内の一般国道, 高速自動車国道及び道府県道の延長の合計 当該道府県内の一般国道, 高速自動車国道及び道府県道の延長の合計
- イ 指定市等交付総額× 1/2 × 当該市町村内の一般国道,高速自動車国道及び道府県道の面積の合計 当該道府県内の一般国道,高速自動車国道及び道府県道の面積の合計

交付等の時期 8月(前年度3月収入見込分-同月収入分)+(4月~7月収入分), 12月(8月~11月収入分), 3月((12月~2月収入分)+3月収入見込分)

【軽油引取税交付金】

交付を受ける団体	指定市
使 途	特に制限なし

本税の概要等 軽油引取税は、特約業者又は元売業者からの軽油の引き取りについて、引き取りを 行う者に対して課税する。

区分	単 位	税率
S54. 6. 1~H5. 11. 30	1kl 当たり	24, 300 円
H5. 12. 1∼H20. 3. 31	同 上	32, 100 円
H20. 4. 1~H20. 4. 30	同 上	15,000 円
H20. 5. 1∼H22. 3. 31	同 上	32, 100 円
H22. 4. 1∼	同 上	32, 100 円

交付の基礎

──指定市を包括する道府県は、次の算式によって得た額を当該指定市に交付する。

軽油引取税の収入額× 9/10 × 当該指定市内の一般国道,高速自動車国道及び道府県道の面積の合計 当該道府県内の一般国道,高速自動車国道及び道府県道の面積の合計

(注) 道路の面積は補正される。

交付等の時期 8月(前年度3月~7月収入分),12月(8月~11月収入分),3月(12月~2月収入分)

【地方消費税交付金】

交付を受ける団体	市町村
使 途	特に制限なし(引上げ分については、社会保障施策に要する経費に充当)
本税の概要等	地方消費税は、平成6年12月の税制改革において、消費税率の引上げ(3%→4%)

とともに創設が決まり、平成9年4月1日から施行された。平成26年4月1日に税率が引き上げられ(1%

→1.7%) 引上げ分については、社会保障施策に要する経費に充てるものとされている。

都道府県税であるが、当分の間、国において消費税と併せて賦課徴収される。

(税率) 消費税 (国税) の 25/100 (実質 1%)

(※) 平成 26 年 4 月 1 日 \sim 消費税 (国税) \mathcal{O} 17/63 (実質 1.7%) 令和元年 10 月 1 日 \sim 消費税 (国税) \mathcal{O} 22/78 (実質 2.2%)

(地方消費税収入額)=(譲渡割の納付額-譲渡割の還付額)+貨物割の納付額-国に支払う徴収取扱費

交付の基礎

- ① 都道府県間の精算基準 (ア及びイの合計額)
 - ア 地方消費税額× 当該都道府県小売年間販売額+当該都道府県サービス業対個人事業収入額 全国小売年間販売額+全国サービス業対個人事業収入額 ×50%
 - イ 地方消費税額× <u>当該都道府県人口</u> ×50% 全国人口
- ② 都道府県は、①により精算を行った後の金額の2分の1に相当する額を、都道府県内の各市町村に対して人口及び従業者数に応じて交付する。(ア及びイの合計額) なお、平成26年4月以降、税率引上げ分については、人口のみで按分する。
 - ア 都道府県の精算後の地方消費税収入額 $imes rac{1}{2} imes rac{1}{2} imes rac{1}{2} imes rac{1}{2}$ 当該市町村人口
 - イ 都道府県の精算後の地方消費税収入額 $imes rac{1}{2} imes rac{1}{2} imes rac{1}{2} imes relation relation relation relation relation <math> imes relation relati$
- (注) 1 小売年間販売額,サービス業対個人事業収入額,人口及び従業者数は、それぞれ商業統計、経済センサス活動調査,国勢調査及び経済センサス基礎調査の数値による。
 - 2 初年度である平成9年度の交付は12月及び3月の2回

交付等の時期 (各月の10日まで) 6月(前年度2月~4月収入分), 9月(5月~7月収入分), 12月(8月~10月収入分), 3月(11月~1月収入分)

【分離課税所得割交付金】

交付を受ける団体	指定都市
使 途	特に制限なし
本税の概要等	府費負担教職員の給与負担事務が府から指定都市への移譲されたことに伴う税源移

譲のうち,指定都市に住所を有する者の退職所得の分離課税に係る府民税所得割額については,特別徴収義務者の事務負担を踏まえ,当分の間,税率を変更せずに,当該府に払い込まれた当該指定都市に係る税源移譲相当額(税率2%相当額)を指定都市に交付する。

交付の基礎 前年度3月(平成29年度は4月)から当該年度2月までに府に払い込まれた指定都市に住所を有する者の退職所得の分離課税分の所得割に係る地方団体の徴収金の額の2分の1に相当する額

交付等の時期 3月(前年度3月※~2月収入分)※平成29年度は4月

【環境性能割交付金】

	交付を受ける団体	市町村	
	使 途	特に制限なし	
Ī	本税の概要等	自動車税環境性能割は、自動車の取得価格に対し、環境性能に応じて課税される。	

① 税率(取得価格に対して)

	R1. 10. 1~R3. 3. 31	R3. 4. 1∼
2020 年度燃費基準+10%以上達成車	非課税	非課税
2020 年度燃費基準達成車	非課税	1%
上記以外の自動車	1%	2%

② 免税点 50万円以下

交付の基礎

- ① 自動車税環境性能割の収入額の 44.65/100 (市町村交付総額, 95/100×47/100) を当該道府県内の 各市町村に交付する。(ア及びイの合計額)
 - ※令和 4 年度以降は、40.85/100 (95/100×43/100)
- ア 市町村交付総額× 1/2 × 当該市町村内の市町村道の延長の合計 当該道府県内の市町村道の延長の合計
- イ 市町村交付総額 $imes rac{1}{2} imes
 ightarrow$ 当該市町村内の市町村道の面積の合計 当該道府県内の市町村道の面積の合計
- ② 指定市を包括する道府県は、①のほか、自動車税環境性能割の収入額 33.25/100 (指定市等交付総額、95/100×35/100) のうち、次のア及びイの合計額を指定市に交付する。
- ア 指定市等交付総額× 1/2 × <u>当該指定市内の一般国道,高速自動車国道及び道府県道の延長の合計</u> 当該道府県内の一般国道,高速自動車国道及び道府県道の延長の合計
- イ 指定市等交付総額 $imes rac{1}{2} imes 2$ 当該市町村内の一般国道,高速自動車国道及び道府県道の面積の合計 当該道府県内の一般国道,高速自動車国道及び道府県道の面積の合計

交付等の時期 | 8月(同月収入分-前年度3月収入見込分)+(4月~7月収入分), 12月(8月~11月収入分), 3月((12月~2月収入分)+3月収入見込分)

【府民税所得割臨時交付金】

交付を受ける団体	指定都市
使 途	特に制限なし
本税の概要等 府費負担教職員の給与負担事務が府から指定都市への移譲されたことに伴う税源	

譲により、指定都市に住所を有する者に係る個人市民税所得割の標準税率(退職所得の分離課税を除く)を変更するが、府は、税率が変更されるまでの間の経過措置として、当該府に払い込まれた当該指定都市に係る府民税所得割額の1/2に相当する額を交付する。

交付の基礎 所民税所得割の平成28年度課税分(給与収入等に係る特別徴収の4,5月分)及び

平成29年度課税分の収入額の2分の1に相当する額

交付等の時期 | 平成29年8月,12月,平成30年3月,8月